

金銭教育研究校の募集について

1. 活動目的

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の、幼児・児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、適切に正しい金銭観あるいは物に対する正しい価値観の養成をはかるための具体的かつ効果的方法を研究することを目的とする。

2. 活動事例

研究内容は、目的に則し自由にすすめることとする。

【研究テーマ例示】

- ・物やお金を大切にできる心や態度を身につけさせるにはどうしたらよいか。
- ・お金を合理的に使うようにさせるにはどうしたらよいか。
- ・物やお金が人々の勤労の結晶であることを認識させるにはどうしたらよいか。
- ・お金を使うに際して、選択力と自己抑制力をもたせるようにするにはどうしたらよいか。
- ・クレジットカードや訪問販売等をはじめとする取引や契約の形態について正しく理解させるにはどうしたらよいか。

3. 対象幼児・児童・生徒

研究対象となる幼児・児童・生徒は、特定の学年だけに限定しても差し支えない。

4. 委嘱期間

研究校の委嘱期間は1年または2年とする。

5. 活動報告

研究校は、研究成果報告書を作成、事例発表していただきます。

6. 運営支援

- ① 金銭教育研究校として委嘱されている期間中は、申請に基づき運営費を支給します。

当委員会から、研究校へ直接お振込します。

用途については、「教育研究費使途ガイドライン」を参考にしてください。

【予算見込み額】

金銭教育研究校研究費 1年目/2年目 年間限度額 150,000円

- ② 1年目ごとに、研究費の「使途報告書」と領収書の写しを事務局へ提出して下さい。
(委嘱初年度の利用額が15万円に達しなかった場合、次年度の年度間利用可能額は15万円に前年度の未達額を加算した金額を限度額とする)
- ③ 幼児・児童・生徒およびPTA等を対象に、金融情報・生活設計・金銭教育関係の学習会等を開催する場合は、当委員会の金融広報アドバイザー、または金銭教育を専門としている大学教授、生活経済ジャーナリスト等を講師として派遣します。(講師謝礼・旅費は当委員会で負担します。)
- ④ 研究校、研究グループの教師を対象に、金融広報中央委員会で開催される「教員セミナー」、または各地で開催される公開授業等への参加旅費を支給します。(教育研究費15万円の中より利用可能額の上限あり)

7. 連絡先

鳥取県金融広報委員会事務局

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局

消費生活センター-東部駐在內

電話 (0857) 26-7160

FAX (0857) 26-8171

金融教育研究校の募集について

1. 活動目的

小学校、中学校、高等学校の、児童・生徒それぞれの発達段階に応じて、現在および将来の生活を支え得る金融・経済に関する正しい知識の習得または金銭や物に対する健全な価値観の養成をはかるため、具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究することを目的とする。

2. 活動事例

研究内容は、目的に則し自由にすすめることとする。

【研究テーマ例示】

- ・ 契約と自己責任について理解する
- ・ 公的年金、健康保険、雇用保険、介護保険の具体的なしくみを理解する
- ・ 金融市場の構造と機能を理解する
- ・ 預金、株式、債券、生命保険、損害保険の機能を理解する
- ・ 手形・小切手、クレジットカード、デビットカード、キャッシュカード、ローンカードの機能としくみを理解する

3. 対象児童・生徒

研究対象となる児童・生徒は、特定の学年だけに限定しても差し支えない。

4. 委嘱期間

研究校の委嘱期間は、1年または2年とする。

5. 活動報告

研究校は、研究成果報告書を作成、事例発表していただきます。

6. 運営支援

① 金融教育研究校として委嘱されている期間中は、申請に基づき運営費を支給します。

当委員会から、研究校へ直接お振込します。

用途については、「教育研究費使途ガイドライン」を参考にしてください。

【予算見込み額】

金融教育研究校研究費 1年目/2年目 年間 150,000円

- ② 1年目ごとに、研究費の「使途報告書」と領収書の写しを事務局へ提出して下さい。
(委嘱初年度の利用額が15万円に達しなかった場合、次年度の年度間利用可能額は15万円に前年度の未達額を加算した金額を限度額とする)
- ③ 児童生徒およびPTA等を対象に、金融情報・生活設計・金銭教育関係の学習会等を開催する場合は、当委員会の金融広報アドバイザー、または金融教育を専門としている大学教授、生活経済ジャーナリスト等を講師として派遣します。(講師謝礼・旅費は当委員会で負担します。)
- ④ 研究校、研究グループの教師を対象に、金融広報中央委員会で開催される「教員セミナー」、または各地で開催される公開授業等への参加旅費を支給します。(教育研究費15万円の中より利用可能額の上限あり)

7. 連絡先

鳥取県金融広報委員会事務局

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局

消費生活センター東部駐在內

電 話 (0857) 26-7160

FAX (0857) 26-8171

金融教育研究グループの募集について

1. 活動目的

小学校、中学校、高等学校において特定または複数の教科（公民科、家庭科、商業科など）や総合的な学習の時間等を担当する教師の組織であり、かつ金融教育を実践・研究し、その効果的な方法を研究することを目的とする。

2. 活動事例

研究内容は、目的に則し自由にすすめることとする。

【研究テーマ例示】

- ・ 契約と自己責任について理解する
- ・ 公的年金、健康保険、雇用保険、介護保険などの社会保障制度を正確に理解する
- ・ 金融市場の構造と機能を理解する
- ・ ネット銀行やネットショッピングについて理解する
- ・ 預金、株式、債券、生命保険、損害保険の機能と商品内容を理解する
- ・ 手形・小切手、クレジットカード、デビットカード、キャッシュカード、ローンカードの機能としくみを理解する

3. 対象組織

小学校、中学校、高等学校において特定のまたは複数の教科（公民科、家庭科、商業科など）や総合的な学習の時間等を担当するグループを対象とする。

4. 委嘱期間

研究グループの委嘱期間は1年を原則とするが、活動の状況等を踏まえその後も1年ごとに更新できることとする。

5. 活動報告

研究グループは、研究成果報告書を作成、事例発表していただきます。

6. 運営支援

- ① 金融教育研究グループとして委嘱されている期間中は、申請に基づき運営費を支給します。当委員会から、研究グループへ直接お振込します。用途については、「教育研究費使途ガイドライン」を参考にしてください。

【予算見込み額】

金融教育研究グループ研究費 年間限度額 150,000円

※年度途中からの委嘱の場合、当該年度については、「15万円÷12×年度末までの委嘱月数」により計算される金額を支給します。

- ② 1年ごとに、研究費の「使途報告書」と領収書の写しを事務局へ提出して下さい。
(委嘱初年度の利用額が15万円に達しなかった場合、次年度の年度間利用可能額は15万円に前年度の未達額を加算した金額を限度額とする)
- ③ 金融情報・生活設計・金銭教育関係の学習会等を開催する場合は、当委員会の金融広報アドバイザーまたは金銭教育を専門としている大学教授、生活経済ジャーナリスト等を講師として派遣します。(講師謝礼・旅費は当委員会で負担します。)
- ④ 研究校、研究グループの教師を対象に、金融広報中央委員会で開催される「教員セミナー」、または各地で開催される公開授業等への参加旅費を支給します。(教育研究費15万円の中より利用可能額の上限あり)

7. 連絡先

鳥取県金融広報委員会事務局

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県生活環境部くらしの安心局

消費生活センター東部駐在內

電話 (0857) 26-7160

FAX (0857) 26-8171